

# 令和6年6月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時の食事療養費が見直され、令和6年6月1日より下記の通り施行となります。

なお、価格改定は全国の医療機関一律で行われます。  
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## [入院時1食あたりの負担額]

区 分		令和6年5月31日まで	6月1日から
①	一般の方	460円 (指定難病患者等は260円)	490円 (280円)
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	過去1年間の入院期間が90日以内	210円 → 230円
		過去1年間の入院期間が90日超	160円 → 180円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の方	100円	110円

※住民税非課税の方につきましては、限度額適用・標準負担額減額認定証で確認させていただきます。窓口へご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です。